

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 12 日 (金) 第 412 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 1
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 奄美地区特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 2
- 基本測量の終了 (6 件) (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 市街地再開発組合の解散の認可 (建築課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (南薩地域振興局取扱い) 4  
(北薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 4

### 公 告

- 落札者等の公告 (4 件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 4  
(県立大島病院取扱い) 5  
(県立始良病院取扱い) 5  
(県立北薩病院取扱い) 6

## 告 示

### 鹿児島県告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
合同会社訪問看護ステーション繋ぐ 枕崎市西本町90番地	合同会社訪問看護ステーション繋ぐ 枕崎市西本町90番地	医療機関の名称	合同会社訪問看護ステーションつなぐ	合同会社訪問看護ステーション繋ぐ	育成医療・更生医療
		事業所の名称	合同会社訪問看護ステーションつなぐ	合同会社訪問看護ステーション繋ぐ	
ケアライン株式会社 始良市東餅田154番地4	訪問看護ステーションどんぐり 始良市東餅田154番地4	事業所の名称	訪問看護ステーション優	訪問看護ステーションどんぐり	育成医療・更生医療
株式会社リニエR	リニエ訪問看護ステ	医療機関の	株式会社東京	株式会社リニ	育成医療・

東京都千代田区神田小川町 1-8-8 VORT 神田小川町 6 F	ーションあいら 始良市加治木町本町 119 季一遊 201 号室	名称	リハビリテー ションサービ ス	エ R	更生医療
		事業所の名 称	かごしまリハ ビリ訪問看護 ステーション	リニエ訪問看 護ステーショ ンあいら	

**鹿児島県告示第 456 号**

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 主催者  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティアビル B 棟 9 階
- 2 講習日程  
令和 5 年 11 月 13 日（月）、同月 20 日（月）及び同月 27 日（月）
- 3 講習会場  
鹿児島県市町村自治会館  
鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号
- 4 講習科目及び講習時間数
  - (1) 管理理容師資格認定講習会  
公衆衛生 4 時間  
理容所の衛生管理 14 時間
  - (2) 管理美容師資格認定講習会  
公衆衛生 4 時間  
美容所の衛生管理 14 時間
- 5 受講料  
20,000 円
- 6 受講申込先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号福岡生活衛生食品会館 3 階  
電話番号 092-632-4501

**鹿児島県告示第 457 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、南種子加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 5 年 5 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 458 号**

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 1 項の規定により奄美地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和 5 年 5 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧期間  
令和 5 年 5 月 12 日から同月 31 日まで

## 2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び大島支庁農林水産部林務水産課

**鹿児島県告示第459号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年3月8日鹿児島県告示第172号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第460号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年3月25日鹿児島県告示第245号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第461号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年3月25日鹿児島県告示第246号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第462号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年3月29日鹿児島県告示第305号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第463号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年1月25日鹿児島県告示第61号で告示した基本測量の実施（令和5年3月10日鹿児島県告示第199号の中止した作業を除く。）は、令和5年2月8日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第464号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年3月8日鹿児島県告示第173号で告示した基本測量の実施は、令和5年3月31日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第465号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和4年11月22日鹿児島県告示第815号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月29日終了した旨の通知があった。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第466号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、令和5年3月31日付けで中央町19・20番街区市街地再開発組合の解散を認可した。

令和5年5月12日

鹿児島県知事 塩田康一

## 南薩地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年5月12日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援あんだんて（指宿）	指宿市十二町535-1	一般社団法人音楽活用サポート協会	鹿児島市荒田二丁目6番7号2階	中村 千里	令和5年4月1日	児童発達支援

## 北薩地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年5月12日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達サポートここ	出水市高尾野町柴引12番地1	株式会社リンクス	出水市高尾野町柴引584番地4	山本美都徳	令和5年4月1日	児童発達支援

## 北薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年5月12日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
J A北さつま障害者自立支援事業所	薩摩郡さつま町旭町20-18	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居745番地	春田 和則	令和4年7月1日	居宅介護・重度訪問介護

## 公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年5月12日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,968,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市礼元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本エネルギー総合システム株式会社  
香川県高松市林町1964番地1
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 55,439,129円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年1月31日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。  
令和5年5月12日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県立大島病院で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,218,519キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
九州電力株式会社奄美配電事業所  
奄美市名瀬長浜町6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
予想使用電力料金 97,082,315円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和5年5月12日

県立始良病院長 山畑良蔵

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立始良病院で使用する電気  
年間予想使用電力量 1,622,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立始良病院経営課  
始良市平松6067番地
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月14日

- 4 落札者の氏名及び住所  
日本エネルギー総合システム株式会社  
香川県高松市林町1964番地 1
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 30,935,955円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 1 月 31 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 5 月 12 日

県立北薩病院長 田中修也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立北薩病院で使用する電気  
年間予想使用電力量 1,695,042キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立北薩病院経営課  
伊佐市大口宮人502番地 4
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 3 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本エネルギー総合システム株式会社  
香川県高松市林町1964番地 1
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 33,823,928円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 1 月 31 日